## 立命館大学教職教育総合センター

教育職員免許法等の改正により、2019年度入学者より改正後の新法に対応する教職課程カリキュラムが開始されます。

文部科学省への再課程認定申請の結果、2019年度以降の本学における教職課程を有する学部・学科・免許状は別表のとおりです。

2019 年度からの教職課程カリキュラムにおいては、新法の規定にしたがい、科目の新設、必要修得単位数の増加および教育実習の受講要件科目の追加が行われます。

2019年4月以降、科目等履修生の身分で教職課程を履修する場合、 新法に対応する教職課程カリキュラムにそって履修する必要があり ます。2019年4月以降に本学大学院に入学する場合も同様です。

ただし、在学中に一部科目を履修された方が、卒業後に科目等履修生等の身分で履修を再開する場合、個人の単位修得状況により、適用される法律が異なる場合がありますので、科目等履修生の出願をされる前に、免許状を申請予定の都道府県教育委員会へ予め相談されることをお勧めします。

その他ご不明な点がありましたら、ご卒業された学部事務室また は教職教育課へご相談ください。

(以上)

(別表) 2019 年度からの教職課程認定を受けた学部・学科・免許状等

学部	学科	取得可能な免許状
法学部	法学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(社会)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(地理歴史)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(公民)</li></ul>
産業社会学部	現代社会学科 (現代社会専攻、メディア社会専攻、 スポーツ社会専攻、人間福祉専攻)	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(社会)</li><li>・中学校教諭一種免許状(保健体育)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(地理歴史)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(公民)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(保健体育)</li><li>・特別支援学校教諭一種免許状</li></ul>
	現代社会学科 子ども社会専攻	・小学校教諭一種免許状
文学部	人文学科	<ul> <li>・中学校教諭一種免許状(社会)</li> <li>・中学校教諭一種免許状(国語)</li> <li>・中学校教諭一種免許状(英語)</li> <li>・高等学校教諭一種免許状(地理歴史)</li> <li>・高等学校教諭一種免許状(公民)</li> <li>・高等学校教諭一種免許状(国語)</li> <li>・高等学校教諭一種免許状(英語)</li> </ul>
映像学部	映像学科	<ul><li>高等学校教諭一種免許状(情報)</li></ul>
経済学部	経済学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(社会)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(地理歴史)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(公民)</li></ul>
理工学部	数理科学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(数学)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(数学)</li></ul>
	物理科学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(理科)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(理科)</li></ul>
	電気電子工学科	・高等学校教諭一種免許状(工業) ・高等学校教諭一種免許状(情報)
	電子情報工学科	・高等学校教諭一種免許状(工業) ・高等学校教諭一種免許状(情報)
	機械工学科	<ul><li>高等学校教諭一種免許状(工業)</li></ul>
	ロボティクス学科	<ul><li>高等学校教諭一種免許状(工業)</li></ul>
	環境都市工学科	<ul><li>・高等学校教諭一種免許状(工業)</li></ul>
	建築都市デザイン学科	<ul><li>高等学校教諭一種免許状(工業)</li></ul>
情報理工学部	情報理工学科	<ul><li>高等学校教諭一種免許状(情報)</li></ul>
生命科学部	応用化学科	・中学校教諭一種免許状(理科) ・高等学校教諭一種免許状(理科)
	生物工学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(理科)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(理科)</li></ul>
	生命情報学科	・中学校教諭一種免許状(理科) ・高等学校教諭一種免許状(理科)
	生命医科学科	<ul><li>・中学校教諭一種免許状(理科)</li><li>・高等学校教諭一種免許状(理科)</li></ul>
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	・中学校教諭一種免許状(保健体育) ・高等学校教諭一種免許状(保健体育)

- ・上記に記載のない学部・学科においては、2019 年度入学者より (2019 年度科目等履修生を含む) 教職課程を履修すること はできません。
- ・産業社会学部の「特別支援学校教諭一種免許状」は今次の再課程認定の対象外ですが、取得可能な免許であることから記載しています。なお、特別支援学校で教育できる領域は、知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域です。視覚障害者と聴覚障害者に関する教育領域は設置していません。